

食品表示法に基づく行政指導に関するお知らせ

令和8年6月6日

静岡促成株式会社

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社が販売した白ネギの一部商品について、原産地表示が適正に行われていなかった事案に関し、令和8年6月5日付で静岡市より食品表示法に基づく行政指導を受けました。

お客様、お取引先様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

本件は、令和7年11月から12月に販売した一部商品において、原産地表示が適正に行われていなかったことによるものです。

弊社は令和8年3月の社内調査により本件を把握した後、速やかに静岡市へ報告及び相談を行い、その後の行政調査に対して全面的に協力してまいりました。今回の行政指導を厳粛に受け止め、再発防止と法令遵守の徹底を最重要課題とし、以下の取り組みを実施しております。

【再発防止策】

- ・産地表示確認体制の強化
- ・出荷時チェック体制の強化
- ・コンテナ及びバナナ箱出荷時における表示ルールの徹底
- ・出荷商品の写真記録の保存および管理強化
- ・内部監査の定期実施
- ・社員教育及びコンプライアンス・倫理教育の強化

今後は全社員が法令遵守の重要性を改めて認識し、再発防止策を確実に実行するとともに、お客様、お取引先様ならびに関係者の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

静岡促成株式会社

代表取締役社長

渡辺 大洋